

11/26(土) 朝日 朝刊

宗教団体の年会費 政活費から支払い

豊島区議会の会派「自民党豊島区議団」(14人)の一部議員が、宗教団体や党内組織の年会費を政務活動費(政活費)で支払っていたことがわかった。いずれも区議会が定めた政活費支出の指針に反する可能性がある。

25日に開かれた議員協議会で、古坊知生区議(豊島刷新の会)が指摘した。区民グル

ープの情報公開請求で開示された政活費の支払い記録や領収書によると、2016年1月と15年6月に、同会派の区議2人が宗教法人「立正佼成会」の年会費1200円を政活費から支払った。15年8月には別の区議が、明治神宮の祭典に奉賛する一般財団法人「明治神宮崇敬会」の会費1万2千円を政活費で処理した。

自民・豊島区議ら
指針抵触も

また15年9月と10月には「自民党都連女性議員連絡協議会」に年度会費としてそれぞれ1万円を政活費から支払っている2区議の領収書も見つかった。

豊島区議会で定めている「政務活動費取扱指針」では、政党活動と認められる経費や、宗教活動に関する経費は、政活費として支出できないとしている。

同区議団の幹事長の河原弘明区議は「それぞれの議員から処理した経緯の説明を聞いた上で、会派の中で返還することも含めて話し合っ決めて」と話した。